

第 7 5 8 号
平成29年 9 月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

規 則	番号	頁数
・天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	27	2
・天理市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	28	4
・天理駅前広場条例施行規則の一部を改正する規則	29	6
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	299	9
・放置自転車等の保管について	300	9
・放置自転車等の保管について	301	10
・放置自転車等の保管について	302	10
・放置自転車等の保管について	303	11
・放置自転車等の保管について	304	11
・放置自転車等の保管について	305	11
・放置自転車等の保管について	306	12
・放置自転車等の保管について	307	12
・狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務の委託について	308	13
・放置自転車等の保管について	309	13
・放置自転車等の保管について	310	13
・放置自転車等の保管について	311	14
・放置自転車等の保管について	312	14
・大和都市計画生産緑地地区計画の縦覧について	313	15
・放置自転車等の保管について	314	15
・放置自転車等の保管について	315	15
・放置自転車等の保管について	316	16
・放置自転車等の保管について	317	16
・放置自転車等の保管について	318	16
・放置自転車等の保管について	319	17
・平成29年第3回天理市議会定例会の招集について	320	17
・放置自転車等の保管について	321	17
・公示送達について	322	18
・公示送達について	323	18
・放置自転車等の保管について	324	18

・放置自転車等の保管について	325	19
・放置自転車等の保管について	326	19
・放置自転車等の保管について	327	19
・放置自転車等の保管について	328	20
・放置自転車等の保管について	329	20
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	330	21
・放置自転車等の保管について	331	21
・放置自転車等の保管について	332	21
・放置自転車等の保管について	333	22
公 告	番号	頁数
・国土調査法による地籍調査の実施に ついて	31	22
・総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札について	32	23
・市有財産売払公告	33	27
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	11	29
・臨時教育委員会の招集について	12	29
・臨時教育委員会の招集について	13	29
・定例教育委員会の招集について	14	29
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	9	30
選挙管理委員会	番号	頁数
・選挙権を有するものの直接請求に必要な選挙人の数	5	30
公営企業	番号	頁数
・天理市指定下水道工事店の指定について【公告】	27	30
・平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	28	30
・一般競争入札について【公告】	29	31
・平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	30	34
・平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	31	34
・平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	32	34
・平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	33	35

規 則

(平成29年 8 月31日 掲示済)

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 8 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第27号

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成25年 6 月天理市規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 六価クロムの項中「方法」の次に「（ただし、規格65. 2. 6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170- 7の7の a）又は b）に定める操作を行うものとする。）」を加え、同表四塩化炭素の項の次に次のように加える。

クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 リットルにつき 0. 002 ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9 年環境庁告示第 10号）付表に掲げる方法
-----------------------------	-----------------------------	---

別表第 1 の 1, 1-ジクロロエチレンの項中「0. 02ミリグラム」を「0. 1ミリグラム」に改め、同表セレンの項中「又は67. 3」を「、67. 3又は67. 4」に改め、同表ふっ素の項中「に定める方法又は」を「若しくは34. 4に定める方法又は規格34. 1c）（注（6）第3文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略できる。）及び」に改め、同表ほう素の項中「若しくは47. 3」を「、47. 3又は47. 4」に改め、「又は昭和46年環境庁告示第59号付表 7 に掲げる方法」を削り、同項の次に次のように加える。

1, 4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0. 05 ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 7 に掲げる方法
------------	----------------------------	---------------------------

様式第 8 号を次のように改める。

様式第8号(第6条、第13条関係)

地質分析結果証明書

様

年 月 日

分析機関名
 代表者 ㊟
 所在地
 電話番号
 環境計量士 ㊟

年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。

項目	単位	測定値	基準値	測定方法	
カドミウム	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 55	
全シアン	mg/l		不検出	日本工業規格 K0102 38(38.1.1の方法を除く。)	
有機燐	mg/l		不検出	昭和49環告第64号付表1、日本工業規格 K0102 31.1 ガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49環告第64号付表2)	
鉛	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 54	
六価クロム	mg/l		0.05	日本工業規格 K0102 65.2 (65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)	
砒素	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 61	
総水銀	mg/l		0.0005	昭和46環告第59号付表1	
アルキル水銀	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表2、昭和49環告第64号付表3	
PCB	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表3	
ジクロロメタン	mg/l		0.02	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
四塩化炭素	mg/l		0.002	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l		0.002	平成9環告第10号付表	
1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
トリクロロエチレン	mg/l		0.03	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1	
チウラム	mg/l		0.006	昭和46環告第59号付表4	
シマジン	mg/l		0.003	昭和46環告第59号付表5第1、第2	
チオベンカルブ	mg/l		0.02	昭和46環告第59号付表5第1、第2	
ベンゼン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
セレン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 67.2、67.3、67.4	
ふっ素	mg/l		0.8	日本工業規格 K0102 34.1、34.4、34.1c)(注(6)第3文を除く。)(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略できる。)、昭和46環告第59号付表6	
ほう素	mg/l		1	日本工業規格 K0102 47.1、47.3、47.4	
1,4-ジオキサソ	mg/l		0.05	昭和46環告第59号付表7	
農用地 (田に限る。)	砒素	mg/kg	15	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条	含有試験
	銅	mg/kg	125		
検体の性状	形状		色		におい
備考					

- 備考
 1 「昭和46環告第59号」とは、水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)をいう。
 2 「昭和49環告第64号」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)をいう。
 3 「平成9環告第10号」とは、地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成29年 8 月31日 揭示済)

天理市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 8 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第28号

天理市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

天理市自転車等駐車場条例施行規則（平成13年11月天理市規則第35号）の一部を次のように改正する。
様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号 (第5条関係)

天理市自転車等駐車場定期利用申請書

指定管理者 様		年 月 日申請	
申請者	住所	〒	
	フリガナ		
	氏名	電話	

次のとおり利用したいので申請します。

利用駐車場	<input type="checkbox"/> 天理駅前南地下自転車等駐車場 <input type="checkbox"/> 天理駅前北地下自転車等駐車場		
利用区分	利用者	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 学生	
	自転車等の種別	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車 (標識番号) <input type="checkbox"/> 自転車 (防犯登録番号又は車体番号)	
利用期間	<input type="checkbox"/> 1月 <input type="checkbox"/> 3月		
定期券種	<input type="checkbox"/> 交通系ICカード (ICOCA) <input type="checkbox"/> 専用定期券		

該当する□に 印を記入してください。

同 意 書

上記申請に係る自転車等について、天理市自転車等駐車場条例第13条第2項の規定による告示の日から6月以内に引取りをしないときは、同条第3項の規定により当該自転車等が処分されることに同意します。

署名 _____

天理市自転車等駐車場条例 (抜粋)

(自転車等の撤去等)

- 第13条 指定管理者は、駐車場内に自転車等が継続して駐車されていることにより、駐車場の適正な利用に支障が生じていると認めるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。
- 2 市長は、前項の規定により指定管理者が自転車等を保管したときは、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車等をその利用者又は所有者に返還するために必要な処置を講ずるものとする。
- 3 市長は、前項の措置を講じたにもかかわらず、同項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお保管した自転車等を返還することができないときは、当該自転車等を処分することができる。

注意

- 1 太線枠全てにご記入ください。記入漏れがあると受理できない場合があります。
- 2 ご利用開始及び更新時は、場内の自動定期更新機にてご入金ください。
- 3 同意書を必ずお読みいただき、署名の上申請してください。なお、署名のない申請書は受理できませんので、ご注意ください。

係 員 記 入 欄									
カード番号									
受付担当					シール番号	—			
中学	高校	大学	専門	その他	学年	1	2	3	4

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成29年 8 月31日 掲 示 済)

天理駅前広場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 8 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第29号

天理駅前広場条例施行規則の一部を改正する規則

天理駅前広場条例施行規則（平成28年 9 月天理市規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 3 条、第 5 条関係)

天理駅前広場使用許可 (変更) 申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所
(団体名)
(代表者) 氏名
(電 話)

天理駅前広場の使用許可を次のとおり申請します。

行 事 名 称				
使 用 日 時	年 月 日 ()	<input type="checkbox"/> 8:00~13:00	<input type="checkbox"/> 13:00~17:00	
実 施 時 間	時 分 から	時	分 まで	
使 用 施 設	【行為使用】 (条例第 6 条第 1 項)			
	<input type="checkbox"/> 多目的広場 (<input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 <input type="checkbox"/> 第 3 号) <input type="checkbox"/> その他 ()			
使 用 内 容	【占用使用】 (条例第 7 条第 1 項)			
	<input type="checkbox"/> 野外ステージ <input type="checkbox"/> 多目的広場 (<input type="checkbox"/> 東側 ・ <input type="checkbox"/> 西側 / <input type="checkbox"/> 全面)			
設 備	<input type="checkbox"/> 電子ピアノ 1 台 <input type="checkbox"/> スポットライト () 台 <input type="checkbox"/> マイク・スピーカーセット一式 <input type="checkbox"/> プロジェクター・スクリーンセット一式			
そ の 他 備 品	品 名	数 量	品 名	数 量
電 源 使 用	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	水 道 使 用	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
物 販	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	入 場 料	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
行 為 使 用 料	円	特 別 の 設 備	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
ス テ ー ジ 使 用 料	円	備 考 欄		
広 場 占 用 使 用 料	円			
設 備 使 用 料	円			
減 免 額	円			
総 計	円			

- ※ 1 太枠の中の必要事項を記入してください。
 2 行事の企画書等使用内容の詳細が分かる書類を添付してください。
 3 特別の設備をする場合は、特別設備許可申請書を併せて提出してください。
 4 搬入、搬出等の作業を行う時間帯を備考欄に記入してください。
 5 使用施設の行為使用の対象となる行為は、次のとおりです。
 ・ 条例第 6 条第 1 項第 1 号の行為は、興業、物品の販売等の営利を目的とした行為 (占用使用は条例第 7 条第 1 項) をいう。
 ・ 条例第 6 条第 1 項第 2 号の行為は、募金、広告物の配布その他これらに類する行為をいう。
 ・ 条例第 6 条第 1 項第 3 号の行為は、その他市長が許可の必要があると認める行為をいう。

様式第 2 号中

使用日時	年 月 日 () 時から 時まで 年 月 日 () 時から 時まで
使用区分	<input type="checkbox"/> 行為使用 (条例第 6 条第 1 項の規定によるもの) <input type="checkbox"/> 占用使用 (条例第 7 条第 1 項の規定によるもの)
使用施設	<input type="checkbox"/> 野外ステージ <input type="checkbox"/> 多目的広場 (<input type="checkbox"/> 東側 ・ <input type="checkbox"/> 西側 / <input type="checkbox"/> 全面) <input type="checkbox"/> その他 (行為使用に限る。)

を
「

使用日時	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 8:00~13:00 <input type="checkbox"/> 13:00~17:00 <input type="checkbox"/> 17:00~21:00 <input type="checkbox"/> 8:00~21:00
実施時間	時 分から 時 分まで
使用施設	【行為使用】 (条例第 6 条第 1 項) <input type="checkbox"/> 多目的広場 (<input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 <input type="checkbox"/> 第 3 号) <input type="checkbox"/> その他 ()
	【占用使用】 (条例第 7 条第 1 項) <input type="checkbox"/> 野外ステージ <input type="checkbox"/> 多目的広場 (<input type="checkbox"/> 東側 ・ <input type="checkbox"/> 西側 / <input type="checkbox"/> 全面)

に、
「

施設使用料	円	備考欄
設備使用料	円	
使用料小計	円	
減 免 額	円	
総 計	円	

を
「

行為使用料	円	備考欄
ステージ使用料	円	
広場占用使用料	円	
設備使用料	円	
減 免 額	円	
総 計	円	

に改める。

様式第 3 号から様式第 5 号までの規定中

使用日時	年 月 日 () 時から 時まで 年 月 日 () 時から 時まで
使用区分	<input type="checkbox"/> 行為使用 (条例第 6 条第 1 項の規定によるもの) <input type="checkbox"/> 占用使用 (条例第 7 条第 1 項の規定によるもの)
使用施設	<input type="checkbox"/> 野外ステージ <input type="checkbox"/> 多目的広場 (<input type="checkbox"/> 東側 ・ <input type="checkbox"/> 西側 / <input type="checkbox"/> 全面) <input type="checkbox"/> その他 (行為使用に限る。)

を

使用日時	年 月 日 ()	<input type="checkbox"/> 8:00~13:00	<input type="checkbox"/> 13:00~17:00
実施時間	時 分から	<input type="checkbox"/> 17:00~21:00	<input type="checkbox"/> 8:00~21:00
使用施設	【行為使用】(条例第6条第1項)		
	<input type="checkbox"/> 多目的広場 (<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号) <input type="checkbox"/> その他 ()		
使用施設	【占用使用】(条例第7条第1項)		
	<input type="checkbox"/> 野外ステージ <input type="checkbox"/> 多目的広場 (<input type="checkbox"/> 東側 ・ <input type="checkbox"/> 西側 / <input type="checkbox"/> 全面)		

に改める。

附 則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。

告 示

(平成29年8月7日揭示済)

天理市告示第299号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年8月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年8月7日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年8月7日から平成29年10月8日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 移動・保管費用(1台につき)
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成29年8月7日揭示済)

天理市告示第300号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年8月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

- 2 移動日
平成29年 8 月 7 日
 - 3 移動対象区域
天理市前栽町2 4 4番地 3 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 8 月 7 日から平成29年10月 8 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 8 月 8 日揭示済)

天理市告示第3 0 1号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 8 月 8 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 8 月 8 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 8 月 8 日から平成29年10月 9 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 8 月 8 日揭示済)

天理市告示第3 0 2号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 8 月 8 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 8 月 8 日
- 3 移動対象区域
天理市川原城町3 7 9番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 8 月 8 日から平成29年10月 9 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）

する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年8月9日揭示済)

天理市告示第303号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年8月9日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年8月9日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年8月9日から平成29年10月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年8月10日揭示済)

天理市告示第304号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年8月10日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年8月10日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年8月10日から平成29年10月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年8月14日揭示済)

天理市告示第305号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年8月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 8 月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 8 月14日から平成29年10月15日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 8 月15日揭示済)

天理市告示第3 0 6号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 8 月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 8 月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 8 月15日から平成29年10月16日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 8 月15日揭示済)

天理市告示第3 0 7号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 8 月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 8 月15日
- 3 移動対象区域
天理市二階堂北菅田町93番地18先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年 8 月15日から平成29年10月16日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 8 月15日 揭示済)

天理市告示第308号

狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収事務を下記の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年 8 月15日

天理市長 並 河 健

記

受託者 奈良県奈良市高畑町1116-6
公益社団法人奈良県獣医師会
会長 吉岡 豊

委託事務の範囲 狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務

(平成29年 8 月16日 揭示済)

天理市告示第309号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 8 月16日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年 8 月16日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年 8 月16日から平成29年10月17日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 8 月17日 揭示済)

天理市告示第310号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 8 月17日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年 8 月17日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年 8 月17日から平成29年10月18日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 8 月18日 掲示済)

天理市告示第3 1 1号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 8 月18日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年 8 月18日

3 移動対象区域

近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年 8 月18日から平成29年10月19日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 8 月18日 掲示済)

天理市告示第3 1 2号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 8 月18日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年 8 月18日

3 移動対象区域

天理市前栽町3 2 0番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年 8 月18日から平成29年10月19日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 8 月21日 掲示済)

天理市告示第3 1 3号

大和都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第1 0 0号）第21条第 2 項において準用する、第19条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を天理市建設部まちづくり計画課において公衆の縦覧に供します。

平成29年 8 月21日

天理市長 並 河 健

面 積	備 考
約 63. 63 ha	地区数 3 0 6 か所

(平成29年 8 月21日 掲示済)

天理市告示第3 1 4号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 8 月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 8 月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 8 月21日から平成29年10月22日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 8 月22日 掲示済)

天理市告示第3 1 5号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 8 月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 8 月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 8 月22日から平成29年10月23日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 8 月23日 揭示済)

天理市告示第3 1 6号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 8 月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 8 月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 8 月23日から平成29年10月24日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 8 月24日 揭示済)

天理市告示第3 1 7号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 8 月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 8 月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 8 月24日から平成29年10月25日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 8 月25日 揭示済)

天理市告示第3 1 8号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 8 月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 8 月25日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年8月25日から平成29年10月26日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年8月25日揭示済)

天理市告示第319号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年8月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年8月25日
 - 3 移動対象区域
天理市九条町813番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年8月25日から平成29年10月26日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年8月28日揭示済)

天理市告示第320号

平成29年第3回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年8月28日

天理市長 並 河 健

記

- 1 期 日 平成29年9月4日
- 2 場 所 天理市役所議事場

(平成29年8月28日揭示済)

天理市告示第321号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年8月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年8月28日
- 3 移動対象区域

近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 8 月28日から平成29年10月29日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 8 月28日揭示済)

天理市告示第3 2 2号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第1 9 2号）第78条の規定で準用する地方税法（昭和25年法律2 2 6号）第20条の 2 の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年 8 月28日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の 2 第 3 項の規定により、揭示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成29年 8 月29日揭示済)

天理市告示第3 2 3号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第1 2 3号）第1 4 3条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年 8 月29日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第1 4 3条の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成29年 8 月29日揭示済)

天理市告示第3 2 4号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 8 月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 8 月29日
- 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成29年 8 月29日から平成29年10月30日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 8 月30日揭示済)

天理市告示第325号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 8 月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 8 月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
(1) 返還期間
平成29年 8 月30日から平成29年10月31日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
(2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 8 月30日揭示済)

天理市告示第326号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 8 月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 8 月30日
 - 3 移動対象区域
天理市田町268番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
(1) 返還期間
平成29年 8 月30日から平成29年10月31日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
(2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 8 月30日揭示済)

天理市告示第327号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項

の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 8 月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 8 月30日
 - 3 移動対象区域
天理市指柳町3 1 7番地 5 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 8 月30日から平成29年10月31日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 8 月31日掲示済)

天理市告示第3 2 8号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 8 月31日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 8 月31日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 8 月31日から平成29年11月 1 日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 9 月 1 日掲示済)

天理市告示第3 2 9号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 9 月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 9 月 1 日
- 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年9月1日から平成29年11月2日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

（平成29年9月1日揭示済）

天理市告示第330号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、南六条町柳生自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成29年9月1日

天理市長 並 河 健

変更前 主たる事務所 天理市南六条町240番地2

代表者 天理市南六条町240番地2 橋本 武志

変更後 主たる事務所 天理市南六条町220番地

代表者 天理市南六条町220番地 原田 博則

変更年月日 平成29年1月29日

（平成29年9月1日揭示済）

天理市告示第331号

天理市自転車等駐車条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年9月1日

天理市長 並 河 健

1 撤去理由

自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。

2 撤去日

平成29年8月31日

3 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年9月1日から平成30年2月28日まで

(2) 返還時間

自転車等駐車場の営業時間

4 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

東洋テック株式会社 TEAM TENRI 電話 0743-63-4770

天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成29年9月4日揭示済）

天理市告示第332号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年9月4日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年9月4日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年9月4日から平成29年11月5日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年9月5日揭示済)

天理市告示第333号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年9月5日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年9月5日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年9月5日から平成29年11月6日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

公 告

(平成29年8月8日揭示済)

天理市公告第31号

天理市九条町地域内の土地について、国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成29年8月8日

天理市長 並 河 健

記

1 地図及び簿冊の名称 天理市九条町地籍図原図 天理市九条町地籍簿案

2 閲覧期間 平成29年8月8日(火)から平成29年8月28日(月)まで 21日間

(上記期間の内、11日(金)・12日(土)・13日(日)・19日(土)・20日(日)・26日(土)の土曜日、日曜日、祝日については閲覧業務を行わない。)

3 閲覧日時 8月8日(火)～8月28日(月)午前9時から午後4時まで

閲覧場所 天理市役所3階 監理課地籍調査係

ただし、閲覧期間のうち下記の日程においては、記載の閲覧時間及び閲覧場所にて行う。

閲覧日時		閲覧場所
8月8日(火)	午後3時から午後8時まで	九条町 横広公民館
8月9日(水)		
8月27日(日)	午前9時から午後4時まで	市役所1階 131会議室

4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申出をすることができる。

5 誤り等訂正の申出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。

6 誤り等訂正の申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

(平成29年 8 月 9 日 掲示済)

天理市公告第32号

総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年 8 月 9 日

天理市長 並 河 健

第1 工事概要

- (1) 工 事 名 旧天理市立病院解体工事
- (2) 工事場所 天理市 富堂町地内
- (3) 工事概要 ○解体工事：建築面積 $A=2390.08\text{m}^2$
延床面積 $A=8212.57\text{m}^2$
鉄筋コンクリート造
地下1階・地上5階・塔屋2階建て
建物すべての撤去（設備含む）
基礎・杭・土留め・外構・受水槽等の設備
○産業廃棄物の撤去 一式
○鉄製品の有価物の処分 一式
○発生材処分 一式
○解体後の敷地整備 一式
○仮設工事 一式
○家屋調査 一式
○電波障害対策 一式
- (4) 工 期 平成30年12月28日まで
- (5) 予定価格 391,100,400円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 351,990,360円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (7) 施工形態 2者で構成される特定建設工事共同企業体（共同施工方式をとるものに限る。以下「共同企業体」という。）による。
- (8) 入札方法 本工事は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格と技術的な要素を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の入札に付すものである。
- (9) 前 払 金 当該契約年度において、平成29年度及び平成30年度分を一括して支払う。

第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市において、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格審査において建築工事の資格を有する建設業者の共同企業体であって、次の(2)から(11)までに掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 共同企業体を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」という。）の出資比率は30%以上であること。また、共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）については、同比率が50%を超える（51%以上である。）こと。
- (3) 共同企業体構成員のすべてが、天理市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が天理市に対する競争入札参加資格を有するものに限る。以下「営業所」という。）を有する者であること。
- (4) 共同企業体構成員のうち、代表者にあつては、過去15年間（平成14年4月1日から本工事の公告日までとする。）に元請けとして完成し、引渡し完了した「建築一式工事」の実績を有すること。ただし、建設工事共同企業体の構成員としての実績は、代表者として施工したものにあっては出資比率が20%以上、代表者以外の構成員（以下「その他の構成員」という。）にあつては出資比率が10%以上の場合に限る。
- (5) 共同企業体構成員のうち代表者にあつては、建設業法の規定に基づく特定建設業の許可を建築工事業について受けており、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本競争入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの。以下同じ。）における建築一式工事の総合評定値を有する者であり、かつ、天理市が平成29年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成29年度）において建築一式工事の格付がA等級に位置づけられている者であること。
- (6) 共同企業体構成員のうちその他の構成員にあつては、建設業法の規定に基づく建設業の許可を建築工事業について受けており、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における建築一式工事の総合評定値を有する者であり、かつ、天理市が平成29年7月1日に発表した建設工事請負業者格付

表（平成29年度）において建築一式工事の格付がB等級以上に位置づけされている者であること。

- (7) 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
- (8) 共同企業体構成員のすべてが、次の条件を全て満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法の規定による建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
 - ③ 本競争入札参加資格の確認時点及び本入札の開札日までの間において、天理市から入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ④ 天理市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (9) 共同企業体構成員は、それぞれの立場に応じて要求される次の条件を全て満たす技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。
 - ① 代表者
 - ア 一級建築施工管理技士もしくは一級建築士の資格を有する者、又はこれと同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - イ 建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている監理技術者
 - ウ 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者
 - ② その他の構成員
 - ア 一級建築施工管理技士もしくは二級建築施工管理技士の資格を有する者、又は一級建築士もしくは二級建築士の資格を有する者
 - イ 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者
- (10) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 萩建築事務所
所在地 天理市樺本町1430
- (11) その他詳細は、入札説明書による。

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部 総務課入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線332
- (2) 入札説明書の交付
 - ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交付場所 第3（1）に同じ。

第4 競争入札参加資格の確認

- (1) 本競争入札への参加希望者は、第2に掲げる資格を有することを証明するため、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を次の(2)のとおり提出すること。
- (2) 申請書及び資料の提出
 - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3（1）に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

- (1) 仕様書の公開
 - ① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 公開場所 第3（1）に同じ。
- (2) 仕様書に対する質問書の提出等
質疑の有無にかかわらず提出すること。
 - ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3（1）に同じ。
 - ③ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）
 - ④ 回答 別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 総合評価の方法等

- (1) 本競争入札の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は、次によるものとする。
 - ① 第4（1）に掲げる申請書及び資料の提出により本競争入札参加資格を有することの確認を受けた者（以下「競争入札参加資格者」という。）の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」

の最高点を35点として評価する。

- ② 技術提案における評価の基準（評価項目等）は次の表のとおりとし、評価項目ごとの評価及び配点に応じて加算点を与える。

評価項目		評価基準	
施工計画 (24点)	安全管理①	安全管理上の課題への対応の適切性	
	安全管理②	安全管理上の課題への対応の適切性	
	施工管理①	施工上留意すべき事項の適切性	
	施工管理②	施工上留意すべき事項の適切性	
企業の施工 実績等 (11点)	企業の 施工実 績	工事成績	工事成績評定点
		表彰	表彰実績
		ISO認証取得	ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ認証取得
	配置予定技術者の実績		同種工事の施工経験
	地域精通度		本店の所在地
			地域内工事の実績
地域貢献・社会貢献		災害協定等の締結	

- ③ 落札者の決定は、競争入札参加資格者の「標準点」と前の②に掲げる評価項目ごとの配点によって得られる「加算点」の合計を、当該競争入札参加資格者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(2) 評価内容の担保

- ① 落札者となった場合は、提示した施工計画のうち採用されたものについて、その全ての履行を確保すること。
- ② 配置技術者は変更できない。ただし、代表者の技術者を工事期間中にやむを得ず変更する場合は、総合評価の技術提案（配置予定技術者の実績）において加点された技術者と同等以上の評価がなされた者を配置しなければならない。

(3) 総合評価の詳細は、入札説明書による。

第7 技術提案書等の審査（採否）

- (1) 競争入札参加資格者は、第6に掲げる施工計画及び企業の施工能力等の内容を記載した技術提案書並びに関連書類（以下「技術提案書等」という。）を次の(2)のとおり提出すること。

(2) 技術提案書等の提出

- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 第3（1）に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
施工計画（様式6-1から様式6-4まで）については、CD又はDVD媒体により電子データ（PDFファイル）を併せて提出すること。
- ④ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）
技術提案書等を封筒に入れ、開札日、工事名、共同企業体名等を記入した「技術提案書等提出票」を貼付すること。なお、封筒は、封印すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- ⑥ 技術提案書等に関する質問がある場合には、第5（2）に示す仕様書に対する質問書の中に含み提出すること。

(3) 技術提案の審査結果が否となる事由（欠格事由）

- ① 技術提案書等の提出書類において、次のいずれかに該当する場合

- ア 工事名が適正でない場合
- イ 会社名が記載されていない場合又は押印がない場合
- ウ 提出期限までに提出されない場合
- エ 提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合
- オ 配置予定技術者の氏名が記載されていない場合

- ② 提案された技術提案書等において、次のいずれかに該当する場合

- ア 施工計画の記載内容が適正でない場合
- イ 施工計画の記載がない場合
- ウ 提案を求めている事項が1つでも欠落している場合
- エ 当該工事の施工条件（工種、工法等）に合致していない内容が含まれる場合

第8 入札書等の提出等

- (1) 競争入札参加資格者（技術提案書等の審査において適正でない旨の通知を受けた者（否となった者）を除く。以下同じ。）は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書及び請負代金内訳書（工事費内訳書。以下「入札書等」という。）を次のとおり提出すること。

- ① 入札書等に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留

郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により提出すること。

- ② 入札書等の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし表側に工事名及び入札者名を記載した上で、工事費内訳書とともに外封筒に入れること。
- ③ 外封筒の表面に、開札日、工事名、共同企業体名等を記入した「郵便入札送付票」を貼付すること。

(2) 入札書等の提出

- ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 送付先 日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市役所 総務部 総務課入札審査室 行

(3) 入札書等を送付した後、入札書等の提出期限日までの間は、書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。

(4) 競争入札参加資格者が、入札書等を送付しなかったとき又は入札書等が提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第9 開札

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第10 落札者の決定方法

- (1) 入札の執行回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、最低制限価格を下回らない入札金額で入札した者で、かつ、第6に掲げる方法により得られた評価値の最も高いものを落札者とする。
- (3) 落札者の決定については、地方自治法施行令第167条の10の2第5項の規定により、一時保留し、総合評価審査委員会の議及び学識経験者の意見聴取を経て、落札者を決定する。
- (4) 落札者となるべき同評価値の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、この場合においてくじを辞退することはできないものとする。

第11 その他

- (1) 入札の無効（無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。）
 - ① 本競争入札に係る入札説明書に規定した競争入札参加資格が認められていない者のなした入札
 - ② 第2に掲げる競争入札参加資格がない者のなした入札
 - ③ 技術提案書等の審査において否となった者がなした入札
 - ④ 第8に掲げる入札の方法によらない入札
 - ⑤ 天理市に対し虚偽の記載をした申請書及び資料、又は虚偽の技術提案書等を提出した者のなした入札
 - ⑥ 入札説明書、仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札
- (2) 入札中止条件
本競争入札の執行途中で入札参加者が無となった場合は、その段階で入札を中止する。
- (3) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 金額については、契約金額の10分の1以上とし、保証方法等については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する建設工事請負契約書に定めるとおりとする。
- (4) 契約日
本工事の契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月天理市条例第11号）第2条の規定により議会の議決を要するため、契約部については議決日以降となり、それまでの間は仮契約とする。

第12 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先

第3(1)に同じ。

別表（入札日程）

旧天理市立病院解体工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成29年 8 月 9 日（水）から 平成29年 8 月 25 日（金）まで
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成29年 8 月 9 日（水）から 平成29年 8 月 25 日（金）まで
質問書の提出期限日	平成29年 8 月 25 日（金）
競争入札参加資格の確認結果の通知日 質問書への回答日	平成29年 9 月 1 日（金） 発送
競争入札参加資格がないとした場合の説明要 望書提出期限日	平成29年 9 月 5 日（火）
競争入札参加資格がないとした場合の当該理 由の回答日	平成29年 9 月 7 日（木） 発送
技術提案書等の提出期間	平成29年 9 月 1 日（金）から 平成29年 9 月 8 日（金）まで
技術提案の審査結果（採否）の通知日	平成29年10月 5 日（木） 発送
技術提案の審査において否通知を受けた場合 の説明要望書提出期限日	平成29年10月13日（金）
技術提案の審査において否通知を受けた場合 の当該理由の回答日	平成29年10月19日（木） 発送
入札書等の提出期限日	平成29年10月25日（水）
開札の日時	平成29年10月26日（木） 午前 9 時30分
くじを行う場合の日時	平成29年10月27日（金） 午後 1 時30分

上記の期間・期限日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成29年 9 月 4 日 掲示済）

天理市公告第33号

市有財産売払公告

市有財産（物品）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成29年 9 月 4 日

天理市長 並 河 健

1 一般競争入札に付する物件

以下の物件を入札に付し、売り払う。

【動産：物品】

物件番号 (区分番号)	物件名称	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
物品31	椅子6脚セット	10,000	1,000
物品32	椅子5脚セット	8,000	800
物品33	【コクヨ製】ソファベッド	20,000	2,000
物品34	【コクヨ製】待合椅子2脚セット	10,000	1,000
物品35	【カリモク製】ソファ	15,000	1,500
物品36	【カリモク製】一人掛けソファチェア2脚セット	10,000	1,000
物品37	【コクヨ製】待合椅子	5,000	500
物品38	テーブル	1,000	100
物品39	一人掛けソファチェア	5,000	500

※予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）とは、あらかじめ天理市が定めた最低売払価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するものでないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の

規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。

- (4) 前記(2)(3)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
 - (5) 日本語を完全に理解できること。
 - (6) 天理市が定める天理市インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「市ガイドライン」という。)及びヤフー株式会社が定めるYahoo!オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾、順守することができる者であること。
 - (7) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有した者であること。
 - (8) 「3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項」により、あらかじめ一般競争入札への参加申込をした者であること。
 - (9) 当該市有財産の売払いに関する事務に従事する天理市職員でないこと。
- 3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項
- (1) 仮申込み手続
一般競争入札に参加しようとする者は、平成29年9月4日(月)午後1時から平成29年9月21日(木)午後2時までの間に、あらかじめヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム(以下「公有財産売却システム」という。)により参加の仮申込み手続を行うこと。
 - (2) 本申込み手続
参加申込み(本申込み)は、(1)により仮申込み手続を完了した後、平成29年9月21日(木)までに所定の申込書に必要書類を添付し、天理市総務部総務課に一般競争入札への参加を申し込むとともに市が定めた入札保証金を納付すること。(郵送の場合は、平成29年9月21日(木)までの消印を有効とする。)
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場 所
天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課総務係
 - (2) 期 間
平成29年9月4日(月)午後1時から平成29年9月21日(木)午後2時まで
- 5 入札説明書(市ガイドライン)を交付する場所及び期間
4の(1)及び(2)に同じ。
- 6 下見会
下見会へ参加をご希望の方は、平成29年9月14日(木)午後5時までに、下記連絡先へメールまたは電話にて連絡すること。
- (1) 場 所 奈良県天理市川原城町605番地 天理市役所地下1階
 - (2) 日 時 平成29年9月15日(金)午前10時～午後0時
 - (3) 連絡先 天理市総務部総務課総務係
電話番号 0743-63-1001
メールアドレス soumu@city.tenri.nara.jp
- ※下見会で入札物件を確認しなくても入札には参加できるが、入札物件に関するすべての事項を了承されているものとみなす。
- 7 一般競争入札等の場所及び期間
- (1) 場 所
公有財産売却システム上
 - (2) 入札期間
平成29年10月5日(木)午後1時から平成29年10月12日(木)午後1時まで
 - (3) 開 札
平成29年10月12日(木)午後1時から
- 8 入札の方法
- (1) 公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。
 - (2) 郵送又は持参による入札書の提出は、認めない。
- 9 入札保証金に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする者は、天理市が定めた入札保証金を指定された納付方法により入札に参加しようとする者名義で納付しなければならない。なお入札保証金納入に要する経費(振込手数料等)は入札に参加しようとする者の負担とする。
 - (2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。
 - (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結しない場合を除き契約締結後還付する。(申出により契約保証金に充当する場合を除く。)
 - (4) 落札者が、天理市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は天理市に帰属する。
- 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

11 落札者の決定の方法

入札期間終了後、天理市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、公有財産売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のYahoo! JAPAN IDを落札者の氏名（名称）とみなす。

12 契約の締結

- (1) 落札者は、平成29年10月19日（木）午後5時までに、天理市が定めた契約保証金（予定価格の100分の10）を納付のうえ契約を締結しなければならない。

13 売払代金の納入

契約を締結した者は、申出により既に納付した契約保証金を売払代金の一部に充当することができる。

この場合において売払代金と既に納付された契約保証金との差額を平成29年10月26日（木）午後2時30分までに天理市が指定する口座への銀行振込（振込手数料等は落札者の負担とする。）により一括納入しなければならない。

14 落札した売払物件の引渡し期限及び場所

売払代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のままで天理市が指定する場所において直接引き渡す。

- (1) 期 限 天理市が指定する日時まで
- (2) 場 所 上記6に掲げる場所

15 その他

- (1) 契約、引渡しその他要する費用は、すべて落札者の負担とする。
- (2) 落札者が売払代金を完納した時点で、所有権は、落札者に移転する。
- (3) 天理市は瑕疵担保責任を負わない。
- (4) 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。
- (5) 契約書作成の可否については、作成を要する。
- (6) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒632-8555 奈良県天理市川原城町605番地

天理市総務部総務課総務係

電話番号 0743-63-1001

メールアドレス soumu@city.tenri.nara.jp

教育委員会

(平成29年8月15日揭示済)

天教告示第11号

平成29年8月18日午後1時30分から8月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成29年8月15日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

(平成29年8月21日揭示済)

天教告示第12号

平成29年8月25日午前10時40分から8月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成29年8月21日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

(平成29年8月25日揭示済)

天教告示第13号

平成29年8月28日午前8時30分から8月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成29年8月25日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

(平成29年8月31日揭示済)

天教告示第14号

平成29年9月10日 日曜日

天理市公報

平成29年9月5日午後3時から9月定例教育委員会を天理市役所に招集する。
平成29年8月31日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(平成29年8月28日揭示済)

天農委告示第9号

平成29年9月7日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成29年8月28日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

議案第1号 農地法第3条に関する申請について
議案第2号 農地法第4条に関する申請について
議案第3号 農地法第5条に関する申請について
議案第4号 その他

①市街化区域の専決処分について(報告)

選挙管理委員会

(平成29年9月2日揭示済)

天選告示第5号

平成29年9月1日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年9月2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

50分の1の数	1,086 人
6分の1の数	9,047 人
3分の1の数	18,093 人

公営企業

(平成29年8月9日揭示済)

天理市上下水道局公告第27号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成29年8月9日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。

平成29年8月9日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

天理市指定下水道工事店

商号 正興住建株式会社

代表者 服部 宜一

住所 千葉県松戸市六高台2丁目6番地2

(平成29年8月9日揭示済)

天理市上下水道局公告第28号

平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年3月天理市条例第1号)第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年8月9日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
櫛本北第12- 2 処理分区	二階堂上之庄町の一部

(平成29年 8 月22日 掲示済)

天理市上下水道局公告第29号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年 8 月22日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 重要給水施設配水管改良工事(2-52工区)
- (2) 工事場所 天理市豊田町・三島町地内
- (3) 工事概要 仮設管布設工
 - φ200mm仮設管 L=133.5m
 - 本設管布設工
 - φ250mmDIP (GX) L=499.4m
 - φ200mmDIP (GX) L= 5.2m
 - φ150mmDIP (GX) L= 5.3m
 - φ100mmDIP (GX) L= 1.3m
 - φ 75mmDIP (GX) L=11.5m
 - φ100mmSGP-VB L= 9.6m
 - φ 75mmPE L=10.3m
 - φ300mmDIP (撤去) L=530.7m
 - 給水管布設工
 - 給水装置 7箇所
 - 付帯工 一式
- (4) 工期 平成30年 2 月28日まで
- (5) 予定価格 99,057,600円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 低入札価格調査

低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）の設定を行い、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、落札者とならない場合がある。

第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して、天理市建設工事執行規則（昭和48年 2 月天理市規則第4号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格審査において土木一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、土木工事業（特定に限る。）及び水道施設工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7箇月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 局が平成29年 7 月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成29年度）において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけられている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格の確認時点及び本入札の開札日までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ その他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
 - ① 1級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者

- ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社 ジャパックス 奈良営業所
所在地 奈良県奈良市押熊町458-1 ソレーユC101

第3 入札担当部課

〒632-8558
天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 総務経営課 庶務係
電話番号 0743-63-1001 内線804

第4 入札説明書の交付

- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 交付場所 第3に同じ。
局ホームページからダウンロード可能

第5 競争入札参加資格の確認等

- (1) 本競争入札への参加希望者は、第2に掲げる資格を有することを証明するため、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を次の(2)のとおり提出すること。
- (2) 申請書及び資料の提出
 - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）

第6 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

- (1) 仕様書の公開
次の日程で仕様書を公開し、申請書及び資料を提出した者に対して仕様書を貸与する。
 - ① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 公開場所 第3に同じ。
- (2) 仕様書に対する質問書の提出等
質疑の有無にかかわらず提出すること。
 - ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3に同じ。
 - ③ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）
 - ④ 回 答 別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、局総務経営課にて閲覧に供する。

第7 入札書等の提出等

- (1) 第5に掲げる申請書及び資料の提出により本競争入札参加資格を有することの確認を受けた者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書（様式第2号）及び請負代金内訳書（工事費内訳書。以下「入札書等」という。）を次のとおり提出すること。
 - ① 入札書等に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により提出すること。
 - ② 入札書等の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし表側に工事名及び入札者名を記載した上で、工事費内訳書とともに外封筒に入れること。
 - ③ 外封筒の表面に、開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名を記入した「郵便入札送付票」を貼付すること。
- (2) 入札書等の提出
 - ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 送付先 〒632-8799
日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局 総務経営課 行
- (3) 入札書等を送付した後、入札書等の提出期限日までの間は、書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。
- (4) 競争入札参加資格者が、入札書等を送付しなかったとき又は入札書等が提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第8 開札

- ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場 所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 2階大会議室

第9 落札者の決定

- (1) 入札の執行回数は、1 回限りとする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年 8 月天理市規則第22号）第 6 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者（調査基準価格を下回る入札を行った者の場合は、「落札候補者」という。次の(3)において同じ。）とする。
- (3) 落札者となるべき入札者が 2 者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、この場合においてくじを辞退することはできないものとする。
- (4) 落札候補者については、次によるものとする。
 - ① 工事費内訳書に記載された経費が、天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領（以下「要領」という。）別紙失格判断基準(3)イに規定する基準経費を下回った場合は、失格とする。
 - ② 要領に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定する。
 - ③ 調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第10 入札の無効

本競争入札に係る入札説明書に規定した競争入札参加資格が認められていない者のなした入札、第 2 に定める競争入札参加資格がない者のなした入札、局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の 1 以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則（昭和48年 2 月天理市規則第 4 号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

第12 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先

第 3 に同じ。

別表（入札日程）

重要給水施設配水管改良工事（2－52工区）	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成29年 8 月22日（火）から 平成29年 9 月 1 日（金）まで
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成29年 8 月22日（火）から 平成29年 9 月 1 日（金）まで
質問書の提出期限日	平成29年 9 月 5 日（火）
競争入札参加資格の確認結果の通知日	平成29年 9 月 7 日（木）
質問書への回答日	平成29年 9 月 7 日（木）
競争入札参加資格がないとした場合の 説明要望書提出期限日	平成29年 9 月11日（月）
競争入札参加資格がないとした場合の 当該理由の回答日	平成29年 9 月13日（水）
入札書提出期限日	平成29年 9 月19日（火）
開札の日時	平成29年 9 月20日（水）午前10時
くじを行う場合の日時	平成29年 9 月20日（水）午後 2 時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成29年 8 月24日 掲示済）

天理市上下水道局公告第30号

平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年 8 月24日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
櫛本北第 4 処理分区	櫛本町の一部

（平成29年 8 月28日 掲示済）

天理市上下水道局公告第31号

平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 2 4 条を準用し、天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条および第14条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年 8 月28日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
天理北第 9 処理分区	東井戸堂町の一部

（平成29年 8 月28日 掲示済）

天理市上下水道局公告第32号

平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年 8 月28日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
天理北第1 処理分区	別所町の一部

(平成29年 8 月28日 掲示済)

天理市上下水道局公告第33号

平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年 8 月28日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
天理北第 9 処理分区	田町の一部